労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄動力車労働組合総連合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月11日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 10 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

福島県	水郡線、東北本線、常磐線
茨城県	水郡線、水戸線、鹿島線、常磐線
栃木県	東北本線、水戸線
群馬県	高崎線、上越線
埼玉県	武蔵野線
千葉県	総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線、常磐線
東京都	総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線、中央本線、南武線、常磐線
神奈川県	南武線
新潟県	上越線
長野県	高崎線

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月11日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 10 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	三ツ輪運輸株式会社、ノースタートランスポート株式会社、大同倉庫株式会社、小樽開発埠頭株式会社、留萌ヰゲタ港運株式会社、釧路港運作業株式会社及び協立海上運輸株式会社
青森県	八戸港湾運送株式会社、新丸港運株式会社、東北臨海興業株式会社、株式会社リントラ、八戸通運株式会社、八戸通運工業株式会社、八戸物流サービス有限会社及び相互運送有限会社
岩手県	宮古港湾運送株式会社、宮古生コンクリート株式会社及び岩手興産株式会社
宮城県	塩釜港運株式会社、三陸運輸株式会社、三陸輸送株式会社及び有限会社港運輸送
秋田県	秋田海陸運送株式会社及び秋田車両整備株式会社
山形県	酒田海陸運送株式会社
福島県	小名浜海陸運送株式会社、三洋海運株式会社小名浜支店、物流サービス東北株式会社、有限会社泉産業及び平共立運送株式会社
茨城県	日立埠頭株式会社及び日立ポートサービス株式会社
東京都	株式会社大東運輸
新潟県	株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社
富山県	伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物自動車株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木
石川県	七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾
福井県	敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀
愛知県	一般社団法人全日検名古屋支部、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部、愛知海運株式会社及び由良海運株式会社
三重県	日本トランスシティ株式会社及び伊勢湾倉庫株式会社
京都府	飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴
大阪府	有限会社岡崎公栄社、本四海峡バス株式会社大阪支所、日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所、永尾運送株式会社及び共正陸運株式会社大阪支店
兵庫県	株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小東山営業所及び京阪神道路サービス株式会社
鳥取県	境港海陸運送株式会社
徳島県	本四海峡バス株式会社徳島営業所及び共正陸運株式会社
香川県	日本通運株式会社坂出支店
福岡県	博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県	株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県	合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社
沖縄県	株式会社オウ・ティ・ケィ、沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社第一港運、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、株式会社東洋、琉球倉庫運輸株式会社、中央倉庫運輸株式会社、マルエー物流株式会社、株式会社沖縄急送、株式会社きょうはい、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、琉球海運株式会社、一般社団法人全沖縄検数協会、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社及び石垣港運株式会社

国家試験

第 103 回看護師国家試験の追加試験の受験対象者の追加について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づき、平成26年３月３日付け官報号外第42号で公告した第103回看護師国家試験（追加試験）の受験資格について、次のとおり追加する。

平成 26 年３月 10 日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　追加する受験資格　平成26年２月16日施行第103回看護師国家試験を宮城県、東京都又は愛知県の試験地で受験した者で、大雪の影響により、試験会場までの移動に相当の時間を要し、万全な体調で受験できなかった者のうち、申出書を提出し、受験を認められ、受験した同試験が無効となることに同意した者

2　申出書の提出先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

3　問い合わせ先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局看護課　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3591）9073

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとして地図及び簿冊を公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十六年二月二十五日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十六年三月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岡崎市	岡崎市上衣文町地区確定図及び調査簿	愛知県岡崎市上衣文町地内
独立行政法人都市再生機構	発和事業中央丘陵地測量図及び調査簿	大阪府和泉市の一部（和泉中央丘陵地区）
独立行政法人都市再生機構	業千葉の確北部地区測量図及び調査簿	千葉県白井市及び印西市の一部（千葉北部地区）
掛川市土地開発公社	掛川市及び調査簿	静岡県掛川市葛ヶ池の一部
北陸地方整備局長岡国道事務所	一般国道８号及び調査簿	新潟県三条市の一部